

# 微酸性次亜塩素酸水協会 会則

## 目次

### 第1章 総則

- 第1条 (名称)
- 第2条 (目的)
- 第3条 (事業)
- 第4条 (事務局)

### 第2章 会員

- 第5条 (会員の種類)
- 第6条 (入会)
- 第7条 (会費)
- 第8条 (権利)
- 第9条 (退会)
- 第10条 (除名)

### 第3章 役員

- 第11条 (役員の種類および定数)
- 第12条 (役員の選任)
- 第13条 (任期)
- 第14条 (会務)
- 第15条 (特別顧問)

### 第4章 会議

- 第16条 (会議の種類)
- 第17条 (総会)
- 第18条 (総会の招集)
- 第19条 (議決事項)
- 第20条 (議決権)
- 第21条 (議決数)
- 第22条 (理事会)
- 第23条 (委員会)
- 第24条 (交通費手当)

### 第5章 会計

- 第25条 (年度)
- 第26条 (収入)
- 第27条 (特別経費)
- 第28条 (事業計画および予算)
- 第29条 (事業報告および決算報告)

### 第6章 細則

- 第30条 (細則)

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、微酸性次亜塩素酸水協会（Slightly Acidic Hypochlorous Acid Water Association(SAHAWA)）と称する。通称サーワと呼ぶ。

(目的)

第 2 条 本会は、微酸性次亜塩素酸水（塩酸から電解生成するもの）の総合的な発展および普及促進を図り、社会の環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成し、かつ会員相互の親睦をはかるために次の事業を行う。

- (1) 微酸性次亜塩素酸水に関する内外資料の収集、調査、研究、広報等
- (2) 会員相互の啓発、技術、知識の向上を図る各種講演会、研究会等の開催
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

(事務局)

第 4 条 1. 本会は、主たる事務局を東京都内に置くほか、理事会の議決を経て会長の指定するところに事務局を置くことができる。  
2. 事務局の業務  
細則に定める。

## 第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 本会の会員の種類は次の 4 種とする。

- (1) 正会員 微酸性次亜塩素酸水生成装置（塩酸から電解生成するもの）の装置機器メーカーおよび販売店
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする業者及び団体
- (3) 個人会員 本会の目的に賛同する個人
- (4) 特別顧問 本会の事業に貢献し、理事会の推薦を受けた個人

(入会)

第 6 条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事の 3 分の 2 以上の承認を経て入会することができる。ただし、特別顧問を除く。

(会費)

第 7 条 会員は、細則に定める会費を納入しなければならない。ただし、特別顧問は除く。会費は事務局より年度始めに請求書を発送し 6 月中に納入するものとする。新規会員は入会と同時に会費を納入し、入会月に関わらず年会費を納入する。年会費は返還しない。

(会員の権利)

第 8 条 会員は、本会が主催する行事や活動への参加、情報提供などのサービスを受けることができる。ただし、議決権は正会員に限る。

(退会)

第 9 条 会員は、書面による届出を出して任意に退会することができる。退会した会員が役員だった場合は退会とともに会務を免れる。年度末までに会費未納の会員に対して理事の 3 分の 2 以上の承認を経て退会勧告を出すことができる。

(除名)

第 10 条 会員が、本会の名誉を傷つけ、または会則に違反したときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。

### 第 3 章 役 員

(役員の種類および定数)

第 11 条 本会に、次の役員を置く。

会長	1 名
副会長	1 名
理事	10 名以内
監事	2 名

(役員の選任)

第 12 条

- 1 理事は、総会において正会員の中より選出する。
- 2 会長および副会長は理事の中から選任し、それぞれ 1 名を理事会において 3 分の 2 以上の議決により任命する。
- 3 監事 2 名は正会員の中から選任し、それぞれ理事会において 3 分の 2 以上の議決により任命する。

(任期)

第 13 条

- 1 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 2 役員補充のため選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

(会務)

第 14 条

- 1 会長は、本会を代表し、総会および理事会の議長を務め、事業報告、決算、事業計画、予算について議決を諮る。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が必要とするときはその会務を代行する。
- 3 監事は、本会の財務状況を監査し、理事会および総会で監査報告を行う。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務について審議する。

(特別顧問)

第 15 条

- 1 会長は、理事会に諮って、特別顧問を若干名置くことができる。
- 2 特別顧問は、本会運営の基本方針その他重要事項について、理事会の諮問に応ずる。

## 第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 16 条 本会に次の会議をおく。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 委員会

(総会)

第 17 条

- 1 総会は正会員をもって構成する最高意思決定会議で、事業報告・収支決算、事業計画・収支予算、そのほか本会の重要な事項について審議決定する。
- 2 総会は通常総会および臨時総会とし、正会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 3 通常総会は毎年6月に開催する。
- 4 総会の議長は会長が務める。
- 5 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事会が決議したとき
- (3) 正会員総数の3分の1以上が請求したとき
- (4) 監事が必要と認めたとき

(総会の招集)

#### 第 18 条

- 1 総会は会長が招集する。
- 2 総会の招集は、総会開催の2週間前までに、目的事項、日時および場所を記載し正会員へ通知する。

(議決事項)

#### 第 19 条 次の事項は、理事会の議を経て総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業報告ならびに計画
- (2) 収支決算および予算
- (3) 事業に関する基本的事項
- (4) その他、理事会において必要と認めた事項
- (5) 会則の変更

(議決権)

#### 第 20 条 総会における会員の議決権は出席した正会員が各1票を有する。議決権は委任状または議決権行使書届を以って替えることができる。

(議決数)

#### 第 21 条 議決事項の承認は出席正会員の過半数を必要とする。賛否同数の場合は議長の意見をもって決する。

(理事会)

#### 第 22 条

- 1 理事会は、理事をもって構成し、毎年1回以上会長が招集・開催し、会務の主要事項を審議・処理する。
- 2 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事総数の3分の1以上の請求があったとき、会長が招集し開催する。
- 3 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席理事の3分の2以上を必要とする。

(委員会)

第 23 条 会長は、理事会の議を経て、本会に各種の委員会を置き、専門的事項の調査研究などを行わせることができる。

(交通費手当)

第 24 条 細則として別途定める。

## 第 5 章 会 計

(年度)

第 25 条 本会の事業および会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(収入)

第 26 条 本会の運営費は、会費、事業収入、寄付金、その他の収入をもってこれに充当する。

(特別経費)

第 27 条 事業を行う必要が生じた場合、理事会の議を経て経費を会員から徴収できるものとする。

(事業計画および予算)

第 28 条 会長は事業年度始めに事業計画と予算案を作成し、理事会の承認を経て総会で承認を受けなければならない。

(事業報告および決算報告)

第 29 条 会長は、事業年度終了後、すみやかに事業報告書および収支決算書を作成し、監事の監査および理事会の議を経て総会に報告し、その承認を受けなければならない。

## 第 6 章 細 則

(細則)

第 30 条 会則に定めていない事項は理事会において細則として定める。

## 付 則

この会則は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

## 微酸性次亜塩素酸水協会 細則

### 【会費】

会員種別	年会費
正会員（理事職）	60,000
正会員	30,000
個人会員	10,000
賛助会員	10,000

【交通費】 交通費は各自負担とする。

### 【事務局と事務局の業務】

- 1 主たる事務局は（東京都品川区上大崎 2-20-8 財団法人機能水研究振興財団内）に置く  
事務局は東京都港区芝 2-3-9 株式会社ディリーテクノ内に置く
- 2 事務局の業務
  - ・会員の管理（入退会）、名簿、会費の請求（督促）、未納会員を理事会へ報告
  - ・会計の管理：一般会計、特別会計
  - ・役員の管理：名簿、任期、役職
  - ・各種文書の作成・管理：事業計画・報告、予算、決算、会則・細則
  - ・会議（総会・理事会）における資料の準備、議事録の保管
  - ・関連団体の発信しているニュースレター等を会員へ転送する
  - ・ホームページの管理
  - ・その他、理事会で必要と認めた活動